

令和8年度 事業計画



社会福祉法人尽心会

社会福祉法人 尽心会 令和 8 年度事業計画

(期間：令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日)

1. 法人経営の原則の遵守

当法人は、令和 8 年度事業を執行するに際し、法人定款第 3 条に規定する法人経営の原則を遵守する。

【法人定款】

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は地域社会に貢献する取り組みとして、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

2. 経営理念と基本方針

【理念】

社会福祉法の精神を踏まえ、かつ、ノーマライゼーションとリハビリテーションサービスに則り、本会が提供するサービスを受ける者が、地域社会の一員として、安定した自立生活を営むことができるように、必要な支援を行い、ノーマライゼーションの実現を進めることを経営理念とする。

【基本方針】

1. 社会福祉事業の本旨に則り、利用者等に対する人権尊重とプライバシー保護に努め、利用者の意思、自己決定権を尊重し、地域での自立生活を念頭においた支援を提供する。
2. 多様化するニーズに対応するために業務改善及び業務上の知識、技能向上のための外部施設視察、研修会等を実施し、総合的なサービスの質の向上を図る。
3. 地域社会の一員として地域との連携を密にするとともに、地域における社会資源、人的資源を最大限に活用し、地域社会全体の福祉の向上に貢献する。
4. 社会福祉に関する諸制度の変化に柔軟に対応するため、経営と運営が連動した一体的な事業展開を目指し、主要職員への定期的な研修の機会等を確保するとともに、全体への経営意識、コスト意識の浸透を図る。

3. 理事会・評議員会の開催

理事会は、業務執行の決定を行う。

評議員会は、定款等の重要事項を決定する。

評議員会、理事会は、日程表により開催する。

ただし、必要がある場合はその都度開催する。

日程表

理事会	第1回 令和8年5月	第2回 令和8年12月	第3回 令和9年3月
評議員会	第1回 令和8年6月	第2回 令和8年12月	第3回 令和9年3月

4. 事業運営

- ① 第一種社会福祉事業 障害者支援施設（太陽の家）の運営
- ② 第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム（ケアハウスひだまり）の運営
- ③ 第二種社会福祉事業 認知症対応型老人共同生活援助事業（ゆうゆうホーム）の運営
- ④ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業（サンホームしおみ）の運営
- ⑤ 第二種社会福祉事業 相談支援事業所（たいよう）の運営
- ⑥ 第二種社会福祉事業 地域活動支援センター（たいよう）の運営
- ⑦ 第二種社会福祉事業 福祉ホーム（サンホームしおみ）の運営
- ⑧ 収益事業 高齢者住宅賃貸事業（サンホームしおみ）の運営

※⑤の第二種社会福祉事業 相談支援事業所（たいよう）については、令和8年5月末をもって事業廃止予定

5. 本年度の主な施策

（1）経営組織の強化

- ① 理事会・評議員会の開催と運営
理事長による職務の執行状況を理事会に報告（年度中に2回以上）
事業活動の状況、事業執行の課題、行政等への届出、予算の執行率など

（2）法人としての理念／基本方針の周知、規程等の遵守

- ① 経営理念／基本方針の職員への周知
入職時オリエンテーションの実施
- ② 関係法令及び定款の遵守等
障害福祉サービス・介護保険サービス 報酬改定への対応

(3) 利用者への支援

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質で安心・安全なサービスの提供に努める。また、利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った支援計画を立案し、良質かつ適切な福祉・介護サービスの提供に努める。

- ① 利用者の権利擁護の堅持
成年後見制度の周知・
虐待及び身体拘束防止・セクハラ等防止対策の周知・啓発
- ② 各種行事の充実
- ③ 防災訓練・防犯訓練の実施
- ④ 利用者の話し合い、家族会の意見尊重
- ⑤ 個別支援計画の策定と承認の徹底
- ⑥ 居住環境の整備
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 余暇活動・体力維持対策の充実
- ⑨ 給食の充実

(4) 施設・設備の改善

常に安全で衛生的な環境整備に努め、利用者の生活状況や機能低下等に応じた設備の充実を図る。

(5) 人材の確保と育成・定着

良質な介護・福祉の人材確保に向け様々な採用手段を講じるとともに、働きがいのある、魅力ある職場、働きやすい職場環境の整備に努める。

- ① 求人对策の継続と定着率の向上
通年募集、人材派遣・人材紹介業者の活用介護実習の積極的な受け入れ
- ② 人事給与制度の適正運用
考課方法の適正化、人事考課と人事管理
- ③ 法人を支える中堅社員の育成
外部研修への参加、内部講師による研修の実施
- ④ 職員の目標管理制度
目標の設定と人事考課への反映
- ⑤ 職員の勤務労働条件の適性化
職員の待遇改善、改正労働法への対応
- ⑥ 法人内人事交流研修の充実

(6) 健全な財務規律の確立

- ① 会計処理の適正化
顧問税理士による月次監査、指導・相談
- ② 会計基準による会計処理
会計基準に基づく予算執行と決算処理
- ③ 契約の透明性の確保
定款及び経理規程の遵守

(7) 事業運営の透明性の確保

- ① WAM-NET やホームページを活用し、法人の事業計画・事業実績・公益的取り組みの実施状況や役員報酬基準、財務情報等公表が必要な情報について広く地域に発信する。
- ② 内部留保の明確化（事業継続用財産の算定と社会福祉充実残額の把握）
- ③ ホームページを適宜更新し、必要な情報をタイムリーに提供できるよう努める。

(8) 非常時対策

- ① 配備済みの設備を活用し、より実践的な総合訓練を実施
- ② 保存期限が近い備蓄品の更新
- ③ 備蓄類の充実（防災対策委員会での検討）
- ④ 地域との合同災害訓練の実施

(9) 地域との連携強化

- ① 公益的事業の取組（福祉学習の実施）
- ② 地域活動への参加・協力

【事業所別の重点目標等】

法人本部

基本方針

社会福祉法人としての公益性と透明性を確保するとともに、利用者本位の福祉サービスの提供を基本理念として法人運営を行う。また、近年の物価高騰や人件費の増加など社会情勢の変化を踏まえ、安定的かつ持続可能な法人経営の確立に努める。さらに、地域社会との連携を強化し、社会福祉法人として地域福祉の向上に寄与する活動を推進する。

法人運営

(1) 理事会・評議員会の開催

法人の適正な運営を図るため、理事会及び評議員会を開催し、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要事項について審議・決定する。

(理事会)

- ① 令和 8 年 5 月（決算及び事業報告、評議員選任者の推薦について、定款変更）
- ② 令和 8 年 12 月（第 1 次補正予算）
- ③ 令和 9 年 3 月（第 2 次補正予算、次年度資金収支予算及び事業計画）

(評議員会)

- ① 令和 8 年 6 月（決算及び事業報告、定款変更）
- ② 令和 8 年 12 月（第 1 次補正予算）
- ③ 令和 9 年 3 月（第 2 次補正予算、次年度資金収支予算及び事業計画）

(2) 監事監査の実施

法人運営の適正性及び透明性を確保するため、監事による業務監査及び会計監査を実施する。

- ① 定期監事監査 令和 8 年 5 月（令和 7 年度事業報告・収支決算の状況・運営状況・業務執行状況 等）
- ② 理事会への出席（理事長の業務執行状況の確認、議事録への署名）

(3) 情報公開

社会福祉法人の公共性を踏まえ、現況報告書、計算書類等について適切な情報公開を行う。

- ① 社会福祉法人の現況報告書の公表
- ② 計算書類等の公表
- ③ ホームページ等による情報公開

経営管理

(1) 財務状況の把握

法人全体の資金収支状況及び財務状況を定期的に確認し、経営状況の把握に努める。

(2) 経営改善の取り組み

物価高騰や人件費の増加等の影響を踏まえ、法人経営の安定化に向けた取り組みを進める。

- ① 経費の見直し及び効率的な法人運営（本部集中型の物品管理体制、発注・在庫管理の厳格化）
- ② 各事業所の経営状況の把握
- ③ 会計事務所との連携による財務管理の取り組み（月次巡回会計実査、監査・会計仕訳の随時指導）
- ④ 各拠点区分、サービス区分における予算管理の徹底及び分析を行うとともに、各事業所管理者に対し、収支状況等に係る分析資料を提供することで情報共有を図る。

(3) 内部統制の強化

法人運営の適正性を確保するため、コンプライアンスの徹底及び内部管理体制の強化を図る。

人事・労務管理

福祉サービスの質を維持・向上させるためには人材の確保と育成が重要であることから、適切な人事管理及び労務管理を行う。

- ① 職員採用及び人員配置の適正化（事業規模、稼働率、加算の算定状況に応じた人員配置）
- ② 職員研修の実施による人材育成
- ③ 職場環境の改善及び働きやすい職場づくり（ワークライフバランスの推進）
- ④ ハラスメント防止及びコンプライアンスの徹底（カスタマーハラスメント防止措置へ対応）
- ⑤ 職員の健康管理の推進（各種健診、ストレスチェックの実施、健康経営の推進）

施設運営支援

法人本部として各事業所の円滑な運営を支援する。

- ① 各事業所の運営状況の把握
- ② 法制度改正への対応
- ③ サービスの質の向上に向けた取り組み
- ④ 事故防止及び安全管理の徹底

地域貢献

地域福祉の向上を図るため、地域住民との交流や地域福祉活動への協力など、社会福祉法人としての地域公益活動を推進する。

リスク管理

災害や感染症等の不測の事態に備え、法人としての危機管理体制を整備する。

- ① 感染症対策の徹底
- ② 災害対策の強化
- ③ 事業継続計画（BCP）の見直し

④ 個人情報保護の徹底

 研修計画（外部研修）

- ① 協会けんぽ主催健康セミナー（7月）
- ② 高知県経営協セミナー 前期（8月）
- ③ 社会保険委員研修
- ④ 社会福祉法人法令順守研修（11月）
- ⑤ 労務管理研修会（12月）
- ⑥ 高知県経営協セミナー 後期（1月）
- ⑦ 社会福祉法人決算実務研修会（2月）

障害者支援施設「太陽の家」

基本目標

一人一人の人権を尊重し、コミュニティの中で、その人らしく自立した地域生活が送れるよう、私たちの目指すものに掲げている「自分らしく生きる、自己実現のお手伝いをします。」 「あたたかい笑顔あふれる家庭的な生活環境を実現します。」 「地域に開かれ、信頼・愛される施設を目指します。」の理念実現に向けた支援を行います。また日々の実践において、利用者様を中心に据え「意思形成・意思表明・意思実現支援」について専門的な視点で議論し、視線の質を確保、利用者様の意思決定を尊重し、生活の質の向上に繋がる地域生活へ移行や地域生活に向けた支援を適切かつ計画的に進めて行きます。

介護サービス及び支援

- ① 利用者本位の支援・サービスの提供に努める
 - ・ 基本的人権を尊重し、利用者一人一人がその人らしい生活を実現してゆけるよう専門性を活かした質の高いサービスの提供と利用者の意思決定・意向を尊重した対応に努める。
- ② 日中活動の充実
 - ・ 制度の改革に向けて情報収集を行うと共に職員・利用者の意識改革に努め、利用者個々のニーズを把握し、利用者主体による日中の活動ができるよう支援する。また地域生活の方にも選択していただけるようなサービスの展開をおこないます
 - ※余暇活動の充実に関しては個別プログラム（絵と字の集い、生け花の集い）と全体プログラム（誕生会、季節行事等）を実施。
 - また外出支援においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため中止としていたモーニング・喫茶、個人外出や招待行事への参加等を再開し、利用者の社会参加を促し利用者の意思決定・意向を尊重し、多様化したニーズに対応できるよう努めます。
- ③ 地域生活支援の推進
 - ・ 社会資源の活用や専門職とのネットワークを推進し、地域での自立した生活や社会参加を支援します。
 - ※短期入所利用希望者を積極的に受け入れ、在宅生活の可能な限りの継続と、本人、ご家族の地域での生活を支援します。
 - ・ 地域連携推進会議の開催。地域と施設が連携することにより、利用者と地域との関係づくりや地域の方への施設や利用者に関する理解の促進を目的とし地域との連携し、年 1～2 回会議の開催と施設の見学などを行います。
- ④ リスクマネジメントの強化
 - ・ 安全で安心できるサービスを提供し、事故の防止、サービスの質の向上はもとより、感染症の予防にも努めます。
 - ※月 1 回各担当者が集まり、リスクマネジメント委員会を開催。緊急時にはその都度、委員会を開催し事故防止の為の対策等を検討する
 - ※検討事案の周知徹底を行う。
 - ※誤薬防止マニュアルを掲示すると共に、呼名確認を周知徹底して誤薬の発生を防ぎます。
- ⑤ 障害者虐待防止への取り組みの強化マニュアルに沿った研修会の実施・参加

- ・令和4年度より義務化された「虐待防止委員会」の運営を行います。
- ・障害者虐待防止法に関する研修会へ参加、施設内研修会を実施します。
- ・障害者の人権や虐待への考え方・理解を深め、虐待防止・権利擁護の基礎理解の場と位置づけ、また身体拘束についての理解も深め、単に虐待をなくすことに止まらず、これにより障害者の人権を守り、自立及び社会参加をより一層進めることを目的とします。

⑥ 身体拘束検討委員会の実施

- ・現在、安全確保の為、身体拘束を実施している利用者様に関して、継続の必要性の有無について検討します。

⑦ 感染対策委員会の実施

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる中、利用者の安全管理の観点から感染対策は極めて重要であり、利用者の安全確保は施設の責務であることから感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう速やかに対応する体制を構築することが必要です。感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染予防に向けての研修や施設内での勉強会・実地訓練（年2回以上）を行い、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることを行います。

⑧ 防災マニュアルの周知徹底

高知県社会福祉施設防災対策指針を踏まえて作成された施設の防災対策マニュアル、地震災害初動対応、消防計画を施設内に掲示すると共に、災害訓練を通して職員へ周知徹底する。

⑨ 防災対策委員会の実施

- ・介護職員を主として構成される防災対策委員会を開催して、災害時における施設内での危険個所の確認や改善を行っていくことで、職員及び利用者の防災意識の向上を目指す。

⑩ 災害訓練の実施

地震及び火災等の災害時に備えて、年4回の災害訓練を実施します。

年間行事・研修・防災訓練 予定

実施月	実施内容（研修等）	参加職員
【年間行事】		
4月	お花見ドライブ	当日出勤職員
7月	夕涼み会	全職員
10月	運動会	全職員
12月	クリスマス会	当日出勤職員
1月	新年会	当日出勤職員
【勉強会】	リスクマネジメントに関する勉強会	全職員
	個別支援計画・勉強会（意思決定・意向支援）	全職員
	介護技術勉強会	全職員

	障害者虐待・身体拘束に関する勉強会	全職員
	感染対策に関する勉強会や実地訓練（年2回）	全職員
【研修】	サービス管理責任者 スキルアップ研修	サービス管理責任者
	サービス管理責任者基礎研修	
	サービス管理責任者実践研修	
	介護技術研修会	
	感染対策・対応に関する研修会	
	身障協中四国研修会	
	障害者虐待防止・権利擁護研修会（施設外） リーダー研修・職員研修	
	生活部会研修会	
【防災訓練】	火災訓練：年2回（6月、12月）	当日参加職員
	地震災害訓練：年4回（4月、7月、10月1月）	当日参加職員
	風水害凶上訓練（6月）	担当委員職員

設備及び機器の更新

- ① 経年劣化の進行したマットレスの購入
- ② 旧式電動ベッドの更新（ベッド修理・交換）
- ③ ノーリフティングケアをはじめとする介護負担軽減策の推進（移乗介助リフト用スリングシート、スライディングシート等の福祉用具の活用）

別紙参照

※以上の機器の更新等について、施設の稼働率の推移等に応じた対応を行う。

医療・看護

- ① 健康維持の推進
 - ・当施設入所者のうち、65歳以上の方の占める割合が55%を超えており（令和8年3月現在）、もともとの障害に影響するケースも増えてきました。加齢に伴う心身機能の低下や持病の悪化、悪性新生物やその他の慢性疾患等に陥ってしまう事例も増えています。引き続き年間の定期検査やアセスメント情報をベースに、日々の何気ない日常場面の情報を組み合わせて異常の早期発見に繋がります。また、予防看護の視点を主軸におき、リハビリ、栄養部門との協力のもと健康増進の下支えに努めます。
 - ・利用者自らが“自分の健康に関心をもつ”ことができるよう、各専門職員（サービス管理責任者・生活支援員・作業療法士・栄養士）との協力のもとサービスを提供します。また、状況によっては往診医の協力を得て、心身機能の維持回復をサポートします。

- ② 個々への適切な対応
- ・ 個々の障害や疾病、健康状態に応じて、年間計画に沿った健康管理をします。
 - ・ 個々の持病や病状等を鑑みて、担当医より必要に応じたアドバイスを受けます。
 - ・ 場合によっては各専門の診療科へ繋げ、状態に応じた適切な対応をおこないます。
- ③ 健康についての自己管理
- ・ 定期的実施している往診や各種検査をもとに、担当医から気軽に健康アドバイスを受けることのできる体制を整えます。
- ④ 家族・後見人との連携の強化
- ・ 利用者の健康状態については利用者のみならず、家族様との情報を共有して、必要に応じた支援協力を得ることができるよう調整します。
- ⑤ 研修・予防
- ・ 全職員を対象に緊急時の連絡対応や専門的な援助方法の研修を半年に一度の頻度で開催します。
 - ・ インフルエンザウイルスやノロウイルス等、季節性の各種感染疾患に対するマニュアルに準じ、感染拡大が見込まれる時期に突入する前（おおむね 10 月を目安）に、全職員および利用者に対して感染予防に対する確認・啓発を実施します。
- ⑥ 業務予定
- ・ 定期検査 採血、検尿、胸部レントゲン
※採血、検尿（誕生月と誕生月から6か月後の年 2 回実施）
※胸部レントゲン（誕生月に実施）
 - ・ 冬季感染症予防月間(毎年 11 月 1 日～翌年 3 月 31 日)
 - ・ インフルエンザ予防接種（10 月に予防接種案内。11 月中旬頃に接種予定）
 - ・ 新型コロナワクチンに関しては、秋口～冬季にかけての接種を想定。
※各種ワクチンの接種時期は流行により変更あり
※流行の時期や感染の多い地域等の情報を参考に実施時期を取り決めてゆきます。



リハビリテーション

1 機能訓練

- 利用者のニーズを踏まえ、利用者本人による選択を基本とし、利用者やその家族等にサービス内容（リハビリテーション実施計画書）を説明し、同意を得たリハビリテーションとする。
- 運動療法、作業療法を選択的活用することで意志及び選好に合わせたプログラムを支援する。

2 クラブ活動

- 絵画・習字・ボウリング・輪投げ大会などの趣味活動や集団の場を提供し、心身の賦活を図る。

3 事故及び感染防止対策

- 訓練時における事故及びインシデント発生件数〇件/年とする(〇件/令和7年度)。また、運動器具の消毒や訓練室内の清掃、整理整頓による衛生管理を常時心掛け、感染防止及び快適な環境を提供する。



栄養課

- ① サービス提供、行事などに関する計画
 - ・ 個々への栄養管理の充実。個別QOLを重視し健康維持増進
 - ・ 安全に召し上がって頂く為に、主食と副食の食事形態の調整を行う・栄養相談
 - ・ 楽しみのある食環境の配慮・季節メニュー、行事食の提供
 - ・ 日清医療食品によるイベント食の提供（テーマに沿った献立を、奇数月に提供）
- ② 人材育成、職員研修などに関する計画
 - ・ 外部開催勉強会への参加
 - ・ 幡多福祉保健所主催調理従事者研修会
- ③ 厨房設備、備品などに関する計画
 - ・ 調理器具、食器、掃除用具等を必要に応じて購入
 - ・ 災害時に備え食品及び必要備品の備蓄整備

地域活動支援センター「たいよう」

今年度の重点取り組みとして、新規利用者が待機者含め現時点ではないため、一人あたりの利用回数を増やしていく。相談支援事業や他事業所と連携し、対応や支援を厚くし新たな利用者の発掘へも繋げる。

また、利用者の自発的な行動を促すため、障害（特性）に対する個別支援を強化していく。

主な業務内容

- ① 事業所等において、精神障害者・身体障害者・知的障害者（発達障害）に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等のサービスに努める。
- ② 利用者のQOL向上が図れるよう、質の高いサービスの提供に努める
- ③ 送迎サービスの実施
- ④ 給食サービス
- ⑤ 入浴サービス（一般浴、特殊機械浴）
- ⑥ 機能訓練・日常生活動作（ADL）訓練や社会交流を中心とした、野外活動
- ⑦ 社会適應訓練（生活マナーなど）
- ⑧ 創作的活動
- ⑨ 家庭訪問（相談支援事業所と連携し実施）
- ⑩ 健康管理（バイタルチェック・健康相談）
- ⑪ 入所との合同勉強会・研修会
- ⑫ 関係機関との連絡調整

※ 相談支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 医療機関のソーシャルワーカー ・ 社会福祉協議会 等

- ⑬ 障害者高齢化に伴い、介護保険事業所（ケアマネージャー）との連携

※ 居宅介護事業所

- ⑭ 災害に備え、防災に対する知識の情報提供や学習、個別に避難経路の確認等に取り組む

※ 太陽の家と連携した、年4回防災訓練の実施。（消防及び地震訓練）

- ⑮ 職員会

※ 毎月1回実施。（利用者様の情報交換・介護技術（方法）の確認・障害特性の理解 等）

年間行事予定

令和8年度 各月行事計画		
4月	▼ 遠足（花見） ▼ ドライブレク ▼ 調理レク（おやつ作り）	☐ 各機関との連絡・調整 ※ 市との情報交換会：適宜 ☐ 研修会等への参加。
5月	▼ 調理レク（昼食調理） ▼ ドライブレク	※ 県や市、幡多福祉保健所主催 等 ☐ レクや活動を通して、機能訓練・

6月	▼ 調理レク（おやつ作り） ▼ 遠足	日常生活 訓練や社会との交流を促進し、実施する。 ※ 手芸 ・ 工作 ・ 園芸 ・ 調理レク 習字 等 □ 市展実行委員の方々による出展作品の指導 □ “太陽の家” 行事・集いに参加。 □ “サンホームしおみ” や他事業所、外部との積極的な交流。 □ 市外への遠足／買い物の他に、適宜、市内での買い物レクも実施していく。（様々な感染拡大の状況を見て実施する。） □ 公共交通機関等を利用した外出の計画。 □ 図書館訪問 ： 1～2 回／月 □ 防災訓練 ： 年 4 回
7月	■ 平和七夕祭へ出展／見学 ▼ 調理レク（昼食調理） ▼ ドライブレク	
8月	▼ 調理レク（おやつ作り） ▼ 調理レク（昼食調理）	
9月	▼ ドライブレク ▼ 調理レク（昼食調理）	
10月	■ 市展出展・見学 ▼ 遠足／買い物 ▼ 調理レク（おやつ作り）	
11月	■ キルト展出展・見学（黒潮町） ▼ ドライブレク ▼ 調理レク（昼食調理）	
12月	▼ 調理レク（おやつ作り／昼食調理） ▼ 門松作成	
1月	▼ 調理レク（昼食調理） ▼ 遠足／買い物	
2月	▼ 調理レク（昼食調理／おやつ作り）	
3月	▼ 調理レク（昼食調理／おやつ作り） ▼ 遠足（花見／買い物）	

予 算		
項目	金額	備考
● レク費	¥70,000	・調理レクやおやつ作り、遠足等の施設外活動費 等
● 物品購入費	¥20,000	・日々の日常生活訓練や社会適応訓練に必要な物品の補充。
● 研修費	¥30,000	・他事業者への研修（見学）等
● 広報費	¥10,000	
● その他 諸経費	¥10,000	

相談支援事業所「たいよう」

相談支援事業所「たいよう」は、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児が地域において安心して生活できるよう、サービス等の利用計画の作成及び関係機関との連携調整を行うことを目的として運営してきた。しかしながら、相談支援専門員の退職に伴い、今後安定的な事業運営を継続することが難しいことから、令和8年5月31日をもって本事業を廃止する予定とする。利用者への支援業務についてはすでに令和8年3月31日をもって終了しており、事業の終了にあたっては、利用者のサービス利用に支障が生じないよう、市町村及び関係機関と連携し、他の相談支援事業への引継ぎを行い、利用者の相談支援体制は確保できた。

よって、令和8年度においては新規利用者の受け入れ及び相談支援業務は行わず、前年度に実施したサービスに係る給付費請求（令和8年3月サービス提供分）及び返戻・過誤調整等の事務処理を行い、当該事務処理が完了後は関係法令に基づき事業所指定の廃止手続きを行う予定である。

認知症対応型共同生活介護「ゆうゆうホーム」

達成すべき目標 ～重点課題～

- ① 職員研修の充実
 - ・ケアの質及び意識の向を図るための外部研修（オンラインを含む）に参加するとともに、施設内での伝達講習等を通じ知識の共有を図る。
 - ・施設移転に伴い、火災・自然災害などの避難訓練時、いろいろなパターンを検討し、より良い避難誘導の訓練や共有を図る。
- ② 地域との連携
- ③ ケアプランに沿った、それぞれの利用者に対応したケアの実施
- ④ 利用者居室の充実
 - ・ご家族と連携、創作レクの活用

サービス提供、行事等に関する計画

- ① ゆうゆうホームでの季節行事の実施計画の立案(月 1 回程度)
- ② 地域行事への参加
 - ・区長場、包括支援センターとの連携
 - ・地域の避難訓練への参加や、地区総会への出席
- ③ 施設便りの発行(毎月 1 回)
- ④ 市内グループホーム合同での行事への参加
 - ・花見、運動会等開催可能時には合同開催
 - ・職員同士の意見交換会や定期連絡会（オンライン開催の検討）

職員会、委員会等に関する計画

- ① 職員会の定期開催(毎月 1 回)
- ② 運営推進会議の開催(2 ヶ月に 1 回)
- ③ 身体拘束防止委員会の開催
- ④ 虐待防止委員会の開催
- ⑤ 感染対策委員会の開催

人材育成、職員研修等に関する計画

- ① 緊急時の対応、防災訓練等の実施
(火災避難訓練に加え土砂・水害災害・BCP 訓練 年 2 回)
- ② 他施設見学、外部研修、勉強会への参加
 - ・外部研修、勉強会への参加を可能な限り多く組んでいく(全員参加)
 - ・法人内研修、同法人事業所との定期的な合同研修の実施
 - ・連絡会を通して他施設との情報交換、質の向上

共生型サービス事業「サンホームしおみ」

達成すべき目標 ～重点課題～

- ① 精神不安定やADL低下により、自立に向けての日中活動への参加や、身の回りの事ができなくなる方が増えつつある為、地域活動支援センター、就労支援事業所、病院、相談事業所等との連絡を密にとり、健康管理、体力づくりに力を入れ、活動的な毎日が送れるよう支援を行う。
- ② 利用者の意思決定を尊重したサービスの提供に努める。
- ③ 防災対策マニュアルを基に様々な状況を想定した訓練を繰り返し行い、施設の災害への適応力を高める。
- ④ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に対する取り組みとして予防接種の推奨（※アレルギー反応が過剰になってしまう方や、ワクチンに対する不安をどうしても払拭できない方を除く）

サービス提供、行事等に関する計画

- ① サンホームでの季節行事の実施計画の立案(3月)
- ② 地域行事への参加
 - ・市内イベント(産業祭、市展 等)
 - ※新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等の感染症の状況をみて判断
- ③ 利用者との話し合い（隔月開催 年6回）

職員会、委員会に関する計画

- ① 職員会の定期開催（毎月1回）
- ② 地域連携推進会議の開催（年1回）
- ③ 法人内虐待防止委員会の開催（年2回）

人材育成、職員研修等に関する計画

- ① 職員研修の推進（専門知識・技術の向上の為、施設内研修・法人内研修・外部研修の参加）
- ② 緊急時の対応について（年2回）
- ③ 虐待防止について（年2回）
- ④ 身体拘束について（年2回）
- ⑤ 衛生管理 感染症・食中毒の予防について（年2回）
- ⑥ 災害訓練の実施（消防訓練6ヶ月に1回、地震・水害訓練3カ月に1回）

(ア) 施設設備、備品等に関する計画

- ① 災害時の避難の際に必要な物品の購入（随時）
- ② 施設設備や電化製品等の故障に対し修理または買い替えを行う（随時）

(イ) 利用者確保・稼働率維持への取り組み

関係市町村、医療機関、相談支援事業所等との情報交換や頻回な訪問による連携の強化

地域密着型特定施設入居者生活介護「ケアハウス ひだまり」

重点目標

- ① 稼働率の維持と入居希望者の確保。
- ② 医療法人たんぽぽ清悠会との医療・福祉分野の連携

入居者様に対して目指すもの

- ① 尊厳、自立支援を念頭においての関わり
- ② 病状や専門疾患に対しての早期受診・治療実施のための専門医への受診調整
- ③ 季節の行事や調理クラブを実施し、入居生活に楽しみを持って頂く
- ④ 入居者様・ご家族様が要望を伝えやすい関係性の構築

職員研修について

- ① 専門知識及び技術の向上のため、外部研修への参加
- ② 毎月1回、施設内研修を実施
- ③ 南海トラフ地震等の非常災害、土砂災害時における訓練、座学の実施(自衛消防訓練 6ヶ月に1回、地震災害訓練又は座学4ヶ月に1回、水害・土砂災害訓練又は座学年2回以上)
- ④ 高齢者虐待防に関する外部研修への参加及び施設内研修の開催

職員会、委員会について

- ① 職員会の定期開催（毎月1回実施。感染症や職員状況により中止する可能性はあり）
- ② 身体拘束委員会の開催
- ③ 虐待防止委員会の開催
- ④ 感染対策委員会の開催
- ⑤ リスクマネジメント委員会の開催

地域との関わり

- ① 運営推進会議の開催（2ヶ月に1回）
- ② 土佐清水市内で開催される行事やイベントへの参加
- ③ 地域のボランティアの受け入れ